

## 高等職業訓練促進給付金事業

～まずはお問い合わせください！～

「高等職業訓練促進給付金」は、母子家庭の母または父子家庭の父が、専門的な資格を取得するため、養成機関で2年以上受講する場合に、生活の負担の軽減を図り、資格所得を容易にするために支給するものです。希望する人は、事前面談が必要です。まずは下記へお問い合わせください。

※審査の結果、支給できない場合もあります。

**対象**＝市内在住で20歳未満の児童を養育する母子家庭の母または父子家庭の父のうち、次の全ての要件を満たす人。

- ①児童扶養手当の支給を受けているか同様の所得水準にある
- ②養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる
- ③就業・育児と修業の両立が困難である
- ④過去にこの制度を利用していない

**対象となる資格**＝看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・准看護師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士・理容師・美容師

**支給額**＝市民税非課税世帯の人：月額10万円  
市民税課税世帯の人：月額7万500円

**支給期間**＝受講期間全期間、上限2年間

**相談・問合せ**＝こども福祉課 子育て支援係（内線526）

## 子育て教室 参加者募集

（参加無料・要申込）

「離乳食ってどうやって作るの？」「友達が欲しい」など、初めての子育てで戸惑いはありませんか？みんなで一緒に育児を楽しみましょう。（全2回）

**日程・内容**＝

- ①9月3日（木）（講師：保健師・救急救命士）  
子育てについてのお話・ふれあい遊び・  
子どもの応急手当・子育てフリートーク
- ②9月17日（木）（講師：管理栄養士）  
離乳食のすすめ方・離乳食の実演と試食（託児あり）  
※各日13時30分～16時（受付13時～）

**場所**＝保健センター「さんて郡山」

**対象・定員**＝生後6カ月まで（平成27年2月18日以降生まれ）の乳児（第1子）の保護者、35組

**持ち物**＝母子健康手帳・筆記用具

※2回目のみ、エプロン・三角巾・ふきん3枚・台ふきん1枚も。子ども同伴の場合は、赤ちゃん用品（おむつ・ミルクなど）とバスタオルも。

**申込・問合せ**＝電話で、保健センター「さんて郡山」  
（☎58-3333）へ

## ■くらしのインフォメーション■

ひとりで悩まないで

わたしたちにご相談ください！



光電話  
ホントに必要？

大和郡山市消費者センター  
☎53-1583（内線244）  
相談受付 月～金曜日  
9時～16時

〈相談事例〉

大手電話会社Aの代理店から「現在契約している電話会社Bのアナログ回線が来年6月で終了し、電話が使えなくなる。A社の光電話に変更しないか」と電話があった。「難しくよくわからない」と断ったが「今なら工事代金が無料」と言われ、どうせ必要なら今のうちにやっておこうと契約した。

後で近くに住む息子に相談すると、インターネットもしていないのに、光回線は必要ないのではないかと言われた。

（80代女性）

「光電話」はインターネットの光回線を利用した電話サービスです。インターネットを利用している場合には電話代が安くなりお得ですが、インターネットを利用していない場合、逆に料金が高くなることが多く、あまりメリットはありません。また契約期間の途中で解約すると、解約料を請求されることもあります。

相談の事例では、B社のアナログ回線が来年6月で終了することは事実でしたが、B社のそれに代わるサービスを引き続き利用できるとがわかりました。今回は工事の前だったので、無償で解約することができました。

今後は電気通信サービスにも、契約から8日間の初期契約解除制度が設けられることが決まりました。契約書面の交付も義務づけられるようになります。

説明を聞いてもよく理解できなければ、必ず誰かに相談し、必要がなければきっぱりと断りましょう。また申し込みをしまっても、工事前であれば、無償解約に応じている事業者が多いので、早めに解約を申し出ましょう。

